

第 1 章

総 説

1 生きる力の基礎を培う就学前教育の充実

(1) 乳幼児期の教育の重要性

人の一生において、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。乳幼児期の子供は、生活や遊びにおける直接的・具体的な体験を通して情緒的・知的な発達や社会性を涵養し、人間として、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を獲得していきます。

そのため、乳幼児期の教育は、改正された教育基本法において、その重要性が規定されるとともに、保育所保育指針や幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、義務教育及びその後の教育(生活や学び)の基礎を培うものとして、次のように示されています。

【保育所保育指針】(平成20年3月告示)

○第2章 子どもの発達

1 乳幼児期の発達の特性

(六) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎となる。

【幼稚園教育要領】(平成20年3月告示)

○第1章 総則

第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】(平成26年4月告示)

○第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

2 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。幼保連携型認定こども園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

(2) 子供の発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実

現在、東京都には、保育所、幼稚園、認定こども園(以下、保育所や幼稚園等という。)といった乳幼児のための保育・教育施設があり、都内に住む3歳児から5歳児の約94%(平成21年5月現在)が在籍しています。幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた教育が行われ、保育所では、保育所保育指針に基づき養護と教育を一体とした保育が行われています。この保育所保育指針のうち、3歳以上の幼児の教育内容については、幼稚園教育要領との整合性を保ちながら定められています。また、認定こども園では、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた保育・教育が行われています。

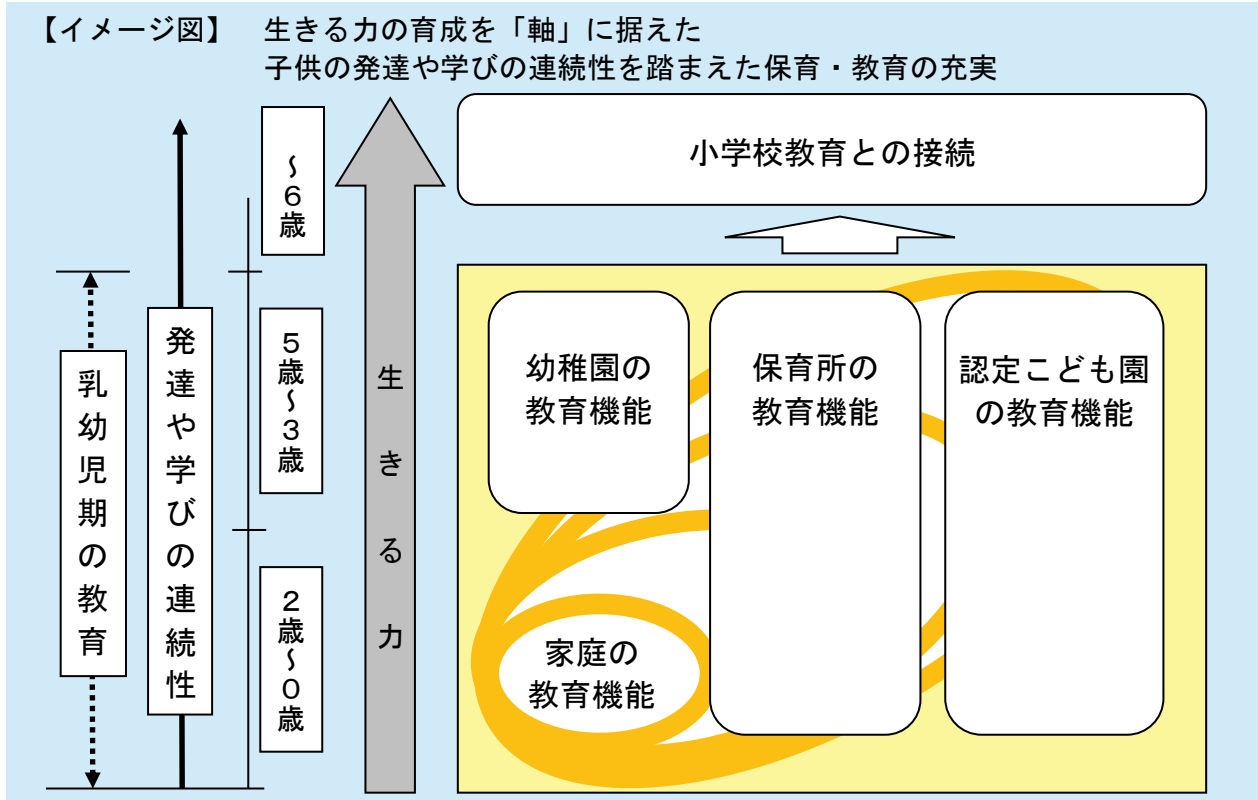
この保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、保育所や幼稚園等で行われている就学前の乳幼児期の保育・教育(以下、就学前教育という。)は、子供の発達の特性に照らして、自発的な活動としての遊びを中心にした生活を重ねられるように環境を構成し、一人一人に応じた総合的な教育を行っています。一方、小学校では、時間割を設定し、学習指導要領に基づき教科書等の教材を用いて各教科等の学習をしています。

このように保育所や幼稚園等と小学校とでは、子供の生活や教育の内容・方法などが異なっており、これらに対応できない子供の姿も見受けられます。こうしたことが、

いわゆる「小1問題」と言われる小学校第1学年における児童の不適応状況の要因の一つになっているとも考えられます。

しかし、本来、子供の発達や学びは連続しているものであり、就学前教育と小学校教育との円滑な接続が図られれば、こうした問題を解決することの一つの手だてになると考えます。

そのため、生涯にわたって必要とされる生きる力を育成することを、就学前教育と小学校教育を接続する「軸」に据え、子供の発達や学びの連続性を踏まえた保育・教育の充実を図っていく必要があります。



なお、保育課程及び教育課程の編成、幼保連携型認定こども園における全体的な計画の作成については、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、次のように明記されています。

【保育所保育指針】

○第4章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

ウ 保育課程は、子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるよう、編成されなければならない。

【幼稚園教育要領】

○第1章 総則

第2 教育課程の編成

1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】

○第1章 総則

第2 教育課程の編成

1 幼保連携型認定こども園における生活の全体を通して第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならない。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれるなどの乳幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野を持って充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。